

今月の注目

# 令和4年改正育児・介護休業法のご確認

## (1) 育児休業を取得しやすい環境の整備

①～④のいずれか措置義務

育児休業・産後パパ育休 → ①研修の実施 ②相談窓口の設置 ③休業取得事例の収集・提供 ④制度と取得促進に関する方針の周知

## (2) 妊娠・出産の申出者に対する個別の周知・意向確認の措置義務

個別周知事項 → ①育休制度 ②育休申出先 ③育児休業給付 ④育休中の労働者が負担すべき社会保険料

個別周知・意向確認方法 ①面談 ②書面交付 ③FAX ④メール(③④は労働者が希望なら)

## (3) 男性の育児休業取得促進のための出生時育児休業の創設

### 産後パパ育休（出生時育児休業）

- ①子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
- ②休業の2週間前までに申出
- ③分割して2回取得可能(初めにまとめて)
- ④労使協定により、合意した範囲で休業中に就業可能



## (4) 育児休業の分割取得・1歳以降の延長

- ①分割して2回取得可能
- ②1歳以降延長の際の育休開始日の柔軟化

### <事務所より>

先月、郡山で五士業（税理士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、社会保険労務士）の無料相談会に参加しました。各士業の先生方とお話させていただき大変勉強になり、刺激を受け、とても素敵な機会となりました。

今年一年、大変お世話になりました。来年も何卒よろしくお願ひいたします。

詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい



えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 電話 0247-82-6265  
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : [info@eto-srgs.com](mailto:info@eto-srgs.com)